

子どもと大人で人権を考える

毎年行われている「子どもと大人の合同ワークショップ」小学校6年生と子ども施策推進委員・人権擁護委員さんが子どもの権利について話し合います。

☆子どもの人権条例について

愛知県幸田町では、2023年に子ども基本法が施行される12年前の2011年に幸田町子どもの権利に関する条例が施行されました。（これを子ども達に伝えたところ、とっても喜んでいました）弊社は、この条例をつくる前段階からお手伝いをさせていただきました。当時は、子ども条例というと、3種類のものがあったのですが、幸田町では、一番範囲の広い、人権そのものも扱う条例としました。

子どもの人権を大きく7つに分類し、啓発用リーフレットには親しみやすい標語とイラストが入っています。この標語は、中高生が集まって、小学生に分かりやすく伝えるために考えてくれたものです。（これも、意外でしたが、子ども達が感心してくれました）



☆クイズで権利を知ろう！

人権という分かりづらい言葉を小学校6年生にどうやったら、興味を持って、理解してもらえるのか？を検討した結果、クイズをすることにしています。

いつもは、45分の授業で子どもの人権について理解と対話を完結させるので、クイズを3問程度としてなんとなく理解してもらっています。後は大人との対話の中でもう少し具体的に概念を捉えてもらい、ふりかえりシートで言語化して理解を定着させるというステップで行っています。

ところが、今回はクラス数が多いため、6年生全員で人権について知ってもらうことになりました。たっぷり45分いただいたので、クイズを解説も含めて丁寧に行うことができました。やはり、クイズ数が多いと子ども達の理解が格段に深くなることが分りました。

☆人権ってなんだろう？の問いかけに

ふりかえりの項目に「人権ってどんなことだと思った？」という質問があります。「大切なものの」「私たちを守ってくれるもの」とい答えが多くありました。

あの短時間で子ども達がここまで理解してくれたこと、大人が理解を促してくださいましたことに感謝しています。